

2019年9月／2020年4月入学

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

小論文試験

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
 2. この冊子は、問題用紙・メモ用紙を含めて16頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。15・16頁はメモ用紙である。
 3. 受験番号（2箇所）と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
 4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
 5. 答えは横書きとし、解答用紙（表）の左上から、小問ごとに順次、1マスに1字ずつ書き進めること。
 6. 答えは、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。下書きの必要があれば、メモ用紙を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
 7. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

【問題】

以下の文を読み，【問1】及び【問2】に答えなさい。

【問1】

世界遺産条約に基づく「世界遺産」の保護と無形文化遺産条約に基づく「無形遺産」の保護の相違について、論者はどのように理解しているかを述べなさい(800字以下)。

【問2】

(1)「世界遺産」及び「無形遺産」は、それぞれどのような目的で保護しなければならないのかについて、あなたの見解を述べたうえで、(2)それぞれどのような基準に従ってどのようにして選定すべきかを論じなさい(1,200字以上, 1,500字以下)。

〔問題文〕

2016年10月現在、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下、世界遺産条約、1972年採択、1975年発効）」は192か国、「無形文化遺産の保護に関する条約（以下、無形文化遺産条約、2003年採択、2006年発効）」は170か国の締約国を有する。〔中略〕両条約は異なる背景のもとに成立し、目的も、国際法としての構成も異なっているが、しかし有形と無形という文化遺産の双璧を扱い、かつ一般の関心を集める遺産リストを作成する条約であることから、特に遺産リストの作成について重要な役割を果たす価値の解釈において、また条約の運用の現場や一般の理解においても両者は混同され、条約の本来の目的と実際の運用との間に乖離が生じて、混乱をもたらすようになっている。無形文化遺産の保護は、日本などわずかの国を除けばこれを制度として運用する経験は蓄積されておらず、条約の骨格の設計から手探りで制度設計を進めてきた経緯がある。無形文化遺産条約の成立から13年を経た現在、両条約の運用の現状及び両者の関係を検証して問題点を明らかにすることは、無形と有形の統合を見据えた両条約の今後の制度設計を考える上で重要である。〔中略〕

世界遺産条約において、推薦資産が世界遺産リストに登録されるために必要な価値は顕著な普遍的価値Outstanding Universal Value (OUV) である。2015年版「世界遺産条約履行のための作業指針（以下、作業指針）」によればOUVとは「国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義及び/又は自然的な価値を意味する」と述べられている。世界遺産委員会は、推薦資産がこのOUVを持つかどうかを判定するために、文化遺産は6つ、自然遺産は4つのクライテリアを定めている。そもそもuniversalとは、語源的には「一に (unus)」「にむかって (versus)」を意味するとされるが、世界遺産委員会はOUVにおける「普遍性 universal」を最初の作業指針において次のように解釈している。

『『顕著な普遍的価値』という語における『普遍性』の定義には解説が必要である。あら

ゆる人びとが資産の偉大な重要性や意義深さが理解できるとは限らない。評価に関する見解は文化や時代で変化し得るし、したがって『普遍性』という単語は文化の一部を構成する高い代表性を持つ資産を意味するものと解釈しなければならない。」

ここでは、単に一般に普遍的と認識されているものを評価するのではなく、文化の多様性をも考慮し、個々の文化を最も顕著に代表するものを普遍的とすると解釈されている。したがって、OUVとは傑出した「普遍性」及び「代表性」の双方の価値を含んだ「普遍的代表性」を意味するものと世界遺産委員会では解釈されてきた。このように、世界遺産条約では、universalという語に、普遍的かつ代表的価値といういわば相反する価値が結合した意味を付与し、地域不均衡における代表性にも配慮した解釈がなされてきた。

ところが、条約の履行を経ると世界遺産リストに登録された資産がヨーロッパに偏重し、その他地域（特にアフリカ、太平洋の島嶼国、カリブ海）の資産が登録過小である世界遺産リストの不均衡が生じていることが指摘されるようになった。これが世界遺産リストの信頼性を損なうと考えた世界遺産委員会は1994年に「世界遺産リストにおける不均衡の是正及び代表性・信頼性の確保のためのグローバル・ストラテジー（以下、グローバル・ストラテジー）」を採択した。この戦略において重要なものが1992年に新カテゴリーとして採用された「文化的景観」の登録推奨である。この文化的景観とはその地域の人々の独自性や伝統という無形の要素と自然との結合を示す人が生み出した景観である。世界遺産委員会は、文化的景観を採用することでこれまでの文化遺産に対する「記念物的なアプローチ」による評価から脱却を図るとともに、「人類学的アプローチ」にて遺産の価値を評価することで世界遺産リストの信頼性の確保に取り組んだ。この戦略では文化的景観に加えて、登録過小国や登録過小カテゴリーとされた「産業遺産」「20世紀の遺産」などの資産も登録が推奨された。のちに、これらのカテゴリーから関連して「運河」「岩絵（ロックアート）」「道の遺産」といった新たな遺産のカテゴリーが続々と誕生した。

このように世界遺産リストの不均衡は、普遍的代表性の解釈の再認識を促す引き金となり、グローバル・ストラテジーは世界遺産リストの代表性拡大を図る大きな転換点となった。

その後1998年にはアムステルダムにおいて「グローバル・ストラテジーの専門家会議」

が開かれ、改めてOUVの定義が議論された。この会議においてOUVは「文化遺産と自然遺産の顕著な普遍的価値の必要条件は、あらゆる人類の文化に共通する普遍的本質である事柄に対する顕著な応答」とされており、文化遺産については、その「顕著な応答」は文化、社会、政治、経済などといった所与の環境に人々が応えることで異なる形となって現れ、文化の多様性をもたらすものと定義された。このようにOUVの解釈はより代表性を反映するものとなった。また2000年代では、代表性は「リストのギャップを埋めるためにすべての地域から代表する」という解釈がされている。このようにグローバル・ストラテジー採用以降、制度的には代表性をより重視した普遍的代表性を反映する世界遺産リストの作成を目指している。このように世界遺産条約は当初から認識されていた普遍的代表性に不足していた代表性を補足するように制度が変化してきた。

以上のように、世界遺産委員会は代表性を担保する戦略を採用してきたが、戦略の意図とは異なり、各締約国は代表性を効果的に利用したことで、リストの不均衡は改善されなかった。グローバル・ストラテジーで登録が推奨されたカテゴリー資産の登録は行われていたが、その90年代の地域別内訳をみると、「文化的景観」「産業遺産」「20世紀の遺産」の地域比がすべてヨーロッパ偏重となっていることがわかる。

このことから登録過小国と登録過小カテゴリーの登録が推奨されたものの、実際には登録過小カテゴリーが登録の多かった先進国に占められるという逆説的な結果に陥っていることがわかる。これは遺産の保護よりも世界の誇りあるリストである世界遺産条約のネームバリューを利用して先進諸国に数の上で実質的なシーリングが課されなかったため、地域的に登録に不利な締約国は登録が推奨された登録過小カテゴリーに抜け道として推薦資産を出したことで資産の数を増加させたことに原因がある。

このような状況のもとで推薦される資産の数が増え続け、2000年には、審査された資産は72件で、登録された資産は61件に達した。これを受けて、同年世界遺産委員会はケアンズ決議を採択し各締約国に年の推薦資産の審査数のシーリングを課すことを決定し、世界遺産を持つ国に制限をかけ、持たざる国に優先権が与えられるようになった。

しかし、Mustelliが「“政治的な正しさ”のもとクォータ制や代表性を主張すると、遺

産の選定は科学的判断ではなく、政治的算術に帰することになる」と指摘したように、シーリングが課されたのちには、世界遺産登録の政治化の動きがみられるようになった。それは90年代までにはほとんどみられなかった「逆転登録」と呼ばれる現象をもって如実に示されている。逆転登録とは諮問機関が審査した推薦資産の評価の勧告の「情報照会」「登録延期」「不登録」を覆して世界遺産委員会が登録を決定することを指す。締約国は自国のプライドのために、会議の期間中のロビーイングを通じて委員国と政治的合意を得る行為が以前よりも激しさを増している。その政治的合意に基づき、情報照会が登録へ、登録延期が情報照会または登録へ、不登録が登録延期や情報照会に評価が繰り上がり、世界遺産登録が政治化している。このようにOUV不適合の資産も政治的な圧力により世界遺産リストに登録することが可能になっているのが世界遺産条約の現状である。

しかし、逆転登録が世界遺産条約の政治化として批判される一方で、この逆転登録された資産にはある一つの共通点がみられることを多くの論者は見逃しがちである。シーリングの導入以降の2001年から逆転登録された文化・複合遺産は計75件で、その内グローバル・ストラテジー以後採用されたカテゴリー資産は計51件にのぼっている。つまり、締約国は政治的駆け引きによる資産の登録を行っているが、これらの資産はグローバル・ストラテジーの方針に反してはいないのである。

2014年に登録された『オリーブとワインの土地パレスチナ－南エルサレム、バティールの文化的景観』は政治的問題を有しつつ、諮問機関から受けた不登録勧告から逆転登録された初の事例である。バティールはその住民たちがイスラエルの分離壁建設に長年抵抗をし続けてきた場所で、分離壁の建設による景観破壊を理由にパレスチナが「緊急登録メカニズム」を利用して登録推薦した。この案件に対しICOMOSは、資産への危機については認めるもののOUV証明が不十分であることと管理計画の不備を理由に不登録の評価を下した。しかし第38回世界遺産委員会ドーハ会議で、レバノンの代表は、OUVがないと評されたのは中東地域の文化的景観の価値が未だ理解されていないためであるとし、そしてこれに加えてICOMOSが過去に資産にOUVを持たないと評した中東地域の文化的景観が世界遺産委員会の決定により登録された例があることから、世界遺産委員会に過去の決定と一貫性を持つことを求め、世界遺産リストに登録する修正決議を提出した。この修

正決議にトルコ、セネガルなど9か国が登録の支持を表明した。結局、ドイツが本案件の登録の可否について秘密投票を発議し、結果は賛成11票、反対3票、棄権7か国となり、世界遺産委員会は諮問機関の評価を覆し世界遺産リストと同時に危機遺産リストに登録された。この資産を巡る各国の政治的な思惑はともかく、ここで最も重要なことは本案件審議中にイスラエルとパレスチナの両国の関係を刺激する発言は見られず、ICOMOSの価値の不理解と代表性への考慮を主張していることである。このように過度に政治的問題を有する案件であっても、締約国はその問題を覆い隠すように代表性を盾にとりつつ資産登録の正当性を主張する。

したがって締約国は、一方では政治的な駆け引きをもって推薦資産を登録にされるように働きかけるが、もう一方では「世界遺産リストの国別及びカテゴリー別のバランス」という代表性を効果的に利用して登録に持ってゆく。このことから現在の世界遺産登録の履行においては、締約国におけるグローバル・ストラテジーの表面的追従による推薦資産の政治利用の隠蔽が行われている。たとえ締約国が政治的動機に支えられて登録を行ったとしても、グローバル・ストラテジーの方針、もしくは代表性に反していないという点で逆転登録に見られる登録は一面的に正しさを持っていることになる。この点において、世界遺産の政治利用による資産の登録は一層深刻度が増している。

前項において世界遺産の登録がより政治性を帯びるものに変化していることを述べてきたが、それは世界遺産の価値そのものにも影響を及ぼしている。Cameronは世界遺産の登録は「最上の最上」遺産の登録が一段落し、「最上の代表」遺産へ移行してきたことを指摘している。最上の最上遺産とは、ピラミッドや万里の長城、ガラパゴスといった誰もが一目見て世界遺産であると理解できる世界的に知名度の高い遺産を指す。一方で、最上の代表遺産とは比較評価の文脈からその文化やカテゴリーの特殊性を顕著に代表する遺産のことを指す。これはグローバル・ストラテジー採択前後の資産の特徴をよく捉えた指摘である。

しかし、諮問機関の評価を軽視した逆転登録の増加という事例は世界遺産の最上の代表を反映しているだろうか。逆転登録は最上の代表を反映していた90年代までにはほとんど

見られなかった。この現象が示すのは最上の最上遺産でなく、最上の代表遺産の登録が一段落したことで、世界遺産の登録がもはや最上の代表を反映しない新たな登録の段階へ、すなわち地域的に重要な価値を持つ地域の代表遺産への登録の移行である。これは世界遺産条約で最も重要なOUVの存在意義とその普遍的代表性の解釈に疑問を投げかけている。この地域の代表遺産はもはや最上を反映する価値ではなく、普遍的代表性の普遍性が消失した地域的に価値のある顕著な代表性を反映する遺産である。これはすなわち、OUVの有名無実化で、資産の評価においては地域性を反映する代表性が重要とされる無形文化遺産条約への近似を暗示している。[中略]

無形の遺産に関する国際的な保護の取り組みとしては、まず1989年の「伝統文化及び民族伝承に関する勧告」が挙げられる。これはUNESCO加盟国に各国内で伝統文化とフォークロアを保護するよう促進するものであったが、あくまで勧告にとどまり、無形の遺産に関する国際的な保護の枠組みではなかった。しかし世界遺産条約において、無形の価値が重要視されたことに並行して、無形の遺産の保護の気運が高まり、1997年のUNESCO総会にて「人類の口承と無形遺産の傑作宣言」が開始された。この選定は2001年、2003年、2005年に行われ、これらの事業の流れを受けて無形文化遺産条約が成立した。

無形文化遺産条約は、その前文において「地球規模化及び社会の変容の過程は…特に無形文化遺産の保護のための資源の不足により、無形文化遺産の衰退、消滅及び破壊の重大な脅威をもたらすことを懸念し…」とあるように、グローバル化による社会変容の影響を受けて危機的状況にある地域性を持つ土着的な資産を保護の対象としていることが特徴である。世界遺産リストと危機遺産リストに対応するものとして、無形文化遺産条約には「代表リスト」と「緊急保護リスト」が存在するが、条約の成立時には緊急保護リストが特に重要とされ、代表リストは二次的な位置づけとされていた。それを示すのが世界遺産条約の危機遺産リストと無形文化遺産条約の緊急保護リストの選定プロセスの差である。危機遺産リストへの記載は該当資産が世界遺産リストへ記載されている必要があるが、無形文化遺産条約では緊急保護リストと代表リストが別個のリストとして存在しており、資産の緊急保護リストへの記載は該当資産が代表リストの登録を経る必要がない。したがっ

て、無形文化遺産条約では価値の有無にかかわらず危機的状況にある資産を迅速に保護下に置くことができる。

代表リストや緊急保護リストに推薦遺産が登録されるためには、まず各締約国は事務局に提案書を送付する。その提案書は、代表リストは補助機関が、緊急保護リストは諮問機関が評価を行う。ただし、2015年から両リストの評価が評価機関に一本化された。この評価結果に基づき、締約国の24か国で構成される政府間委員会が年一回開催する会議において登録の可否が決定される。

また、代表リストはOUVを持つ資産の登録を行うのではなく「代表性」を重視する。この理由は、特に民俗学的・人類学的な特徴を持つ資産が登録審査に落とされていた世界遺産を持たざる国からの世界遺産条約への反発が反映されていることによる。世界遺産条約では、世界遺産の数が少ない国々が、OUVを定めて比較評価を行うことで推薦資産を選定する方式によって自国の遺産が落とされるという不満を持っていた。そのため、無形文化遺産条約の代表リストの選定においては、顕著な価値を持つ資産に限定した登録に否定的な意見が多くみられた。例えば2006年の第一回政府間委員会アルジェ会議でブラジル代表は「世界遺産条約の経験を繰り返すべきでない」と主張し、「特に顕著な価値よりも代表性を貫くべきである」と発言している。そのため、リストにおける資産の選定する価値は顕著な価値による階層化ではなく「すべて価値は平等」であるとする代表性が採用された。したがって、無形文化遺産条約における代表性は地域比のバランスよりも階層化の否定という意味合いが強い特徴がある。

代表性をより反映するためにリストの方式についても慎重に議論されていた。無形文化遺産は自らのコミュニティの文化の文脈で進化するという特徴を持っているため、世界遺産のような有形の遺産と異なり、登録時の真正性を維持することが困難であると考えられた。そこで代表リストは数年間の期限付きで無形遺産を例示する資産を登録し、期限が過ぎればリストを新しく入れ替えるという作業を繰り返し行っていく「サンセットクローズ方式」が提案された。そうすることで世界遺産のように遺産を永続的に「固形化」することを防ぐことができると考えられていた。

しかし、2007年の成都臨時会議においてリストの方式についての風向きが変化した。特

に問題となったのは、登録資産の「登録抹消」の是非である。世界遺産条約では、世界遺産リスト記載時のOUVの資産の状態を維持できないほど当該資産が外部の要因によって損なわれた場合、登録抹消の宣告を受け、世界遺産リストから抹消されることがある。この登録抹消に関して、無形文化遺産条約での導入の是非が議論された。これに関しては、ボリビアの代表が「世界遺産リストの例から、資産が遺産リストに登録されれば、資産を取り巻く環境が急速に変化することが考えられるが、無形の遺産にとって資産が変化することは宿命」であって、無形の遺産は変化を否定することはできないから、「その資産を体現するコミュニティが存続する限り、その価値を見出すことができる」と、主張したうえで、「危機的状況にある資産であってもコミュニティによって体現されないのならば、本条約では保護の対象」とせず、その代替案として、「登録資産には長期の保護を担保することが必要である」と発言をしている。ここでは、サンセットクローズ方式が間接的に否定されていることがわかる。

これを受けてフランス代表は、ボリビア代表の長期の保護に賛成の意を示し、「多くの保護すべき無形の遺産の数から考慮すれば、リストの総数に制限をかけるべきでない」と発言した。この発言にインド、他7か国が同意し、代表リストの選定は登録抹消の制度を持たないオープンエンド方式となった。

したがって、条約採択から代表リストの選定が始まる以前の議論では、代表リストは登録抹消とシーリングなしの代表性を重視したオープンエンド方式のリストとして出発した。世界遺産条約との共通点はオープンエンドであるという点で、相違点は登録抹消とシーリングがない点と、OUVでなく階層化否定した地域性を反映する「代表性」を採用している点である。このように、無形文化遺産条約は世界遺産条約のアンチテーゼとして、世界遺産条約で生じた問題を繰り返さないよう配慮して制度設計がなされてきた。

無形文化遺産条約は世界遺産条約の反省から誕生していることはすでに述べたが、世界遺産条約の履行で大きな問題であったリストの不均衡問題は生じなかったのでしょうか。最初の登録が行われた2009年の代表リストの総数は166件でGroup1（西欧・北欧・南欧）が19件、Group2（東欧・中欧）が30件、Group3（中南米・カリブ海）が29件、Group4

(アジア・太平洋) が74件, Group5a (アフリカ) が18件, Group5b (アラブ諸国) が6件となっていた。これを見るとアジア・太平洋が最も多く, アラブ諸国が最も少ないものとなっており, 地域比の不均衡が生じていることがわかる。

また Group1 と Group5a の数がほとんど同じでヨーロッパとアフリカの数が見えるように見えるが, Group1 と Group2 を含めるとヨーロッパはアジア・太平洋の次に多い。したがって, 代表性を反映させた制度を導入したものの不均衡が生じる結果となった。また, 緊急保護リストと代表リストの間の数の不均衡も問題とされている。最初の登録が行われた2009年に代表リストの推薦書が115件も提出された一方, 緊急保護リストの推薦書は15件しか提出されなかった。これをうけて, 松浦前UNESCO事務局長は, 条約の作成の議論の中で, 多くの国が本条約の主たる目的は消失の危機に直面する生きている遺産を保護することであったことを想起しつつ, これは「緊急保護リストよりも代表リストにより関心があるということか」と不満を呈した。条約の起草段階では特に主眼が置かれていた緊急保護が二次的なものとなってしまっていることがわかる。

ちなみに2016年10月時点の地域比については, 代表リストは計336件が登録されたうち, 最も多いのはGroup4 の123件でほぼ4割を占めている。また最も少ないのはGroup5b の26件である。また, Group1 と Group2 をヨーロッパとして一括りにしてみると100件を超えている。世界遺産と異なり, 最も多い地域はアジア・太平洋であるが地域比の不均衡は存在し, また, 緊急保護リストは計43件であり代表リストの数との差が依然開いたままである。

このように無形文化遺産条約は, 地域比の不均衡という世界遺産条約と同様の問題に加え, 代表リストと緊急保護リストの数の不均衡という無形遺産条約に特有の問題も抱えることになった。

前述のようにシーリングなどの制限については事務局と政府間委員会との議論が行われ, シーリングは導入しないという合意を得ていた。しかし, 地域比の不均衡が生じたことによる影響と事務局の人的・資金的リソース不足を理由に「シーリング」の導入が決定された。

2011年サイクルでは163件の上限で、多国間共同推薦及び代表リストへの登録が無いまたは登録の少ない締約国により提出されているものを優先的に審査する優先権も導入されている。2012年サイクルでは全62件に減少し、2015年サイクルは全50件にまで減少した。2015年サイクルからは優先権はより詳細に考慮され、① 多国間共同推薦、② 緊急保護リスト・代表リスト・ベストプラクティス・国際援助の採択が無い締約国、③ これらのリストからの登録が少ない締約国の順に優先されることになった。また、可能な限り多くの推薦書を評価するために、各締約国は少なくとも2年に1件は推薦書が審査されることが保障されている。なお、50件という数は世界遺産条約のシーリングよりも多いように見えるが、緊急保護リスト・代表リスト・ベストプラクティス・25,000ドル以上の国際援助リストの四つのリストを含む数であるので世界遺産条約以上に厳しいシーリングである。

また、シーリングに関連するものとして「類似資産の登録非推奨」が挙げられる。宮田は『男鹿のナマハゲ』の推薦の際、既に登録されている『甕島のトシドン』との類似性を指摘され「比較分析」によって、価値の明確化が必要とされ登録が見送られたことを報告している。これは余分な審査案件を減らし、代表性の大義名分から多くの種類の資産を代表リストに反映する手段として導入されたといえるだろう。しかし、類似資産の登録非推奨は数ある類似資産を一つに限定しなければならないという点で、その中で最も顕著な価値を持つものが推薦されやすくなるという危険性、つまり代表リストの階層化の危険性を包含している。また、比較分析は他の資産との比較によって価値を明確化し、限定してゆくという点では世界遺産条約の選定方式に類似しており、リストの階層化を誘発する恐れがある。

以上、地域比の不均衡問題から世界遺産以上の厳しいシーリングが導入されてきた経緯を述べてきた。特筆すべきことは、代表性がすべての資産を平等に例示するという意味から世界の国々から平等に資産を例示するという意味へと変容しているということである。これも世界遺産条約の代表性の定義に類似しており、無形文化遺産条約の履行が世界遺産条約に接近しつつあることがわかる。

前項のシーリングの導入は、リストに登録する資産を限定するという意味で平等性を否

定し、類似資産の登録非推奨と比較分析は階層化を生み出す可能性があるという点で階層化への懸念を生み、いずれも価値における顕著性の付与への動きとして解釈することができる。顕著性付与への動きは、こうした制度上の変化からだけでなく、締約国から積極的に価値付けを行う動きも見ることができる。無形文化遺産条約では、補助機関から毎年推薦書に使用される語句が世界遺産条約と混同しているという指摘がしばしば行われている。例えば、2012年の補助機関の報告では次のように述べられている。

「…補助機関は再びふさわしくない語句の使用されていることに気づかされた。その語句とは、例えば真正性、傑作、オリジナル、固有、例外的な、正しい、古代の、人間の世界遺産、ラベリング、ブランド化などといったことを意味するものである。これらの語句の多くは2003年条約における価値と精神の起草者の側との不和を示しており、推薦の根本的な動機が現れているものがある。」

ここでは推薦書において、真正性、傑作、登録によるラベリングに関する語句の使用を控える注意を促している。補助機関の指摘の通り、真正性や傑作は世界遺産に必要とされる価値で代表性を重んじる無形文化遺産条約の精神には適切なものではない。また、ラベリングは資産の保護から逸脱した用語であり、締約国の資産の経済的な動機からの登録を想起させるものである。

しかし、これは単なる両条約の混同といえるであろうか。これはむしろ締約国が積極的にこれらの語句を使用しているようにも思える。代表リストに登録された資産の例を料理に焦点を当ててみると、『フランスの美食術』、『メキシコの伝統料理』、『地中海料理』、『トルコのケシケキの伝統』、『和食：日本人の伝統的な食文化』、『キムジャン：キムチの製造と分配（北朝鮮）』といった資産が代表リストに登録されている。これらは地域性を反映する土着的なものではなく、その名称が示すように国家を代表する資産である。無形文化遺産条約では代表性という価値を採用しているにもかかわらず、締約国は国家を代表する資産を登録することで積極的に顕著性を付与しようとする現象が見受けられる。

したがって、これは世界遺産条約と無形文化遺産条約の価値の混同ではなく、両条約の

締約国による価値の作為的な誤謬である。この点で価値において、無形文化遺産条約は、地域性のある資産の登録から国家の代表遺産の登録へと、現在の世界遺産条約が進んでいる方向とは対照的に顕著性の付与へ向かっている。このように、無形遺産条約は資産の価値は代表性が採用されていたのにもかかわらず、各締約国が資産の顕著な価値付けを行うことで顕著な代表性へ変化してゆく逆説的な現象を読み取ることができる。[後略]

出典：箴島大悟「世界遺産と無形遺産——交錯する二つの条約とその問題——World Heritage and Intangible Heritage – The Intersecting of the Two Conventions and its Related Problems—」『文化資源学』15号，49～59頁

*なお，本文は，問題文として適切な体裁になるよう必要な修正を施している。

